

利益相反マネジメントポリシー

NPO 法人日本ブラインドサッカー協会

1 制定の背景と目的

NPO 法人日本ブラインドサッカー協会（以下、当協会）は、競技統括団体であり、社会の公器たる NPO であり、社会課題の解消を志向する組織でもあります。

競技統括団体は、独占的な組織といえます。一つのスポーツを統括できる競技団体は、一つの国に一つの組織とされ、アスリートに不利が働かないために設計されています。しかし、唯一の性質を持つ組織がゆえに、権限が偏りやすく、独善的になりやすい体質が組織の構造としてあると言えます。

NPO としての存在意義は、当協会のビジョンである「ブラインドサッカーを通じて、視覚障がい者と健常者が混ざり合う社会」に表明されています。他方で公器を志向するあまり、競技統括団体として当協会が社会上唯一の役割を担う、「トップリーグ」の運営や日本代表の強化や育成を怠ることはできません。

また、私たちは社会課題の解消を目指す組織でもあります。競技を優先するあまり、視覚障がい者を、「障がい者たらしめん」こともできる立場にあると言えます。

そして、これらの組織の存在意義を、経済性を担保しながら実現していく必要があります。収益至上主義になり、ビジョンや目的が損なわれてはならない一方、後者ばかりが声高にされ、経済性が担保できなければ、事業を継続していくことも困難になります。

このように、当協会は存在価値からして、多様な視点を尊重する必要があり、結果として、ステイクホルダーは実に幅広く多様です。「だれかをたてれば、だれかがたため」ことが日常的に起こることを私たちは知っています。

そのような中で、健全に組織を運営し、活動を担保し、継続していくためには、私たちの責務や公共の利益を損なうことがないよう、利益相反に注意深い組織を築き、適切にマネジメントする必要があります。

2 利益相反マネジメントの対象者

以下をまとめて「役職員等」とし、利益相反マネジメントの対象者とする。

- (ア) 当協会の役員
- (イ) 当協会の職員
- (ウ) 当協会が委嘱する指導者、専門家等
- (エ) 当協会の関係者として一定の身分を付与されている者

3 利益相反マネジメントの必要性

- (ア) 社会やステイクホルダーへの説明責任を果たすため

我々が意思決定や業務の遂行に当たり、利益相反をその視点として取り込み、マネジメントしようとしていることが、社会への説明責任の一助となります。また、外見的利益相反を指摘され

た際にも、十分な説明責任を果たすことができます。

- (イ) 不必要な外見的利益相反を予防するため
内部として利益相反を管理しながら意思決定や業務遂行をしている場合でも、外部から見た際に、そこに疑義が生じる場合があります。そのような場合でも、本ポリシーや規程や、その運用に定めた情報を公開することで予防することができます。
- (ウ) リスクマネジメントの一環として
同様に、当協会に関わる役職員や指導者たちが、本ポリシー等を理解していくことで、予期せぬリスクの低減と予防を図ります。
- (エ) 複雑なマルチステイクホルダーとの連携を維持、強化していくため
マルチステイクホルダーの事業特性では、特定の属性に利をもたらすことが、ほかにとってもなぜ大切か、明らかにしていく必要があります。それにより、その特性を当協会の強みとして生かしていくことを図ります。
- (オ) 役職員等の名誉、信頼を守るため
不必要な外見的利益相反を予防し、リスクマネジメントをしていくことで、当協会に関わる役職員や指導者等の名誉、信頼を守ることを図ります。

4 基本方針

以上の目的と必要性を満たすため、当協会は、ここに利益相反マネジメントの基本的方針を定め、当協会の活動に関わる全ての個人、組織にその理解を継続して促していきます。

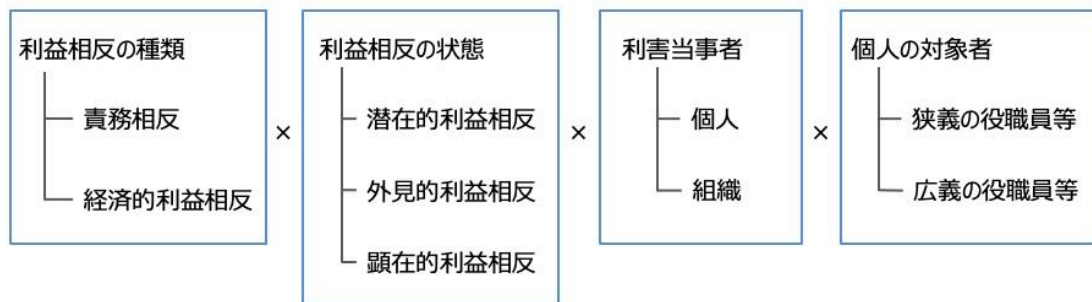
- (ア) 透明性の高い活動のあり方を、経営および運営レベルにおいて希求し続けます。
- (イ) 多様なステイクホルダーが関わるなか、特定の利益を優先し、責務や公共の利益を損なうことがないように、利益相反マネジメント制度を構築し、その適用をもとに、事業を行います。
- (ウ) 適確な利益相反マネジメントを行うため、役職員等、必要なスタッフに対し、必要な情報開示を求め、必要な場合には、利益相反回避のための措置を取ることを求めます。
- (エ) 社会から疑義を投げかけられた場合は、利益相反マネジメント規程に従い、当協会は該当の役職員等を護るため、説明責任を果たします。
- (オ) 役職員、および必要なスタッフが、利益相反の可能性を常に意識し、適切な事業活動が行えるよう、利益相反に関する啓発活動を行います。

5 利益相反の定義

当協会における利益相反とは、次に掲げる利益相反を示す。

【構造図】

利益相反には「種類」「状態」「利害当事者」「個人の対象者」に分類され、それぞれがたすき掛けされて、さまざまな事象として帰結する



(ア) 利益相反の種類

- ① 責務相反とは、当協会役職員等としての地位、職務に基づく責任ないし義務と、その他の組織や個人の活動における責務ないし義務が相反している状態
- ② 経済的利益相反とは、当協会役職員等としての地位、職務に基づく責任ないし義務と、その他の組織や個人の活動で得る経済的利益とが相反している状態

(イ) 利益相反の状態

- ① 潜在的利益相反とは、利益相反の状態にあるが、外見的又は顕在的利益相反に至っていない状態
- ② 外見的利益相反とは、利益相反による弊害が実際に生じているか否かによらず、外部から弊害が疑われる状態
- ③ 顕在的利益相反とは、利益相反による弊害が実際に生じている状態

(ウ) 利害当事者

- ① 個人とは、関わる当事者が個人である状態
- ② 組織とは、関わる当事者が会社、団体、特定のグループ等の組織である状態

(エ) 個人の対象者

- ① 狭義の役職員等とは、本協会の常勤役員および、正職員、契約スタッフ等の雇用契約を結ぶものをいう
- ② 広義の役職員等とは、非常勤役員および、本協会と雇用契約はないが、本協会の肩書を持ち業務を遂行するものをいう（例：部に所属するコーチ等の指導者、出向で本協会働く者、非常勤の役員等）

6 利益相反マネジメント規程について

本ポリシーを実効性あるものとするために、その運用を別途「利益相反マネジメント規程」として定める。本目的を達成するために、当協会役職員等は、利益相反マネジメント規程に準じ、活動を推進することとする。

7 その他

本ポリシーは理事会が所管する。

初版 2021年2月22日